○環境省告示第五十二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十三年七月四日

環境大臣　江田　五月

表Ｎ－ｔｅｒｔ－ブチル－Ｎ′－（３－メトキシ－ｏ－トルオイル）－３，５－キシロヒドラジド（別名メトキシフェノジド）の項の次に次のように加える。

5－tert－ブチル－3－（2，4－ジクロロ－5－イソプロポキシフェニル）－1，3，4－オキサジアゾール－2（3H）－オン（別名オキサジアゾン）	0.0095mg／1
（2E）－2－（メトキシイミノ）－2－｛2－［（3E，5E，6E）－5－（メトキシイミノ）－4，6－ジメチル－2，8－ジオキサ－3，7－ジアザノナ－3，6－ジエン－1－イル］フェニル｝－Ｎ－メチルアセトアミド（別名オリサストロビン）	0.13mg／1
S，S－ジ－sec－ブチル＝Ｏ－エチル＝ホスホロジチオアート（別名カズサホス）	0.00066mg／1
1－（2－クロロベンジル）－3－（1－メチル－1－フェニルエチル）ウレア（別名クミルロン）	0.02mg／1
2′－tert－ブチル－5－メチル－2′－（3，5－キシロイル）クロマン－6－カルボヒドラジド（別名クロマフェノジド）	0.71mg／1
S，S′－ジメチル＝2－ジフルオロメチル－4－イソブチル－6－トリフルオロメチルピリジン－3，5－ジカルボチオアート（別名ジチオピル）	0.0095mg／1
（ＲＳ）－Ｎ－［2－（3，5－ジメチルフェノキシ）－1－メチルエチル］－6－（1－フルオロ－1－メチルエチル）－1，3，5－トリアジン－2，4－ジアミン（別名トリアジフラム）	0.023mg／1
1－（3－クロロ－4，5，6，7－テトラヒドロピラゾロ［1，5－a］ピリジン－2－イル）－5－［メチル（プロパ－2－イニル）アミノ］ピラゾール－4－カルボニトリル（別名ピラクロニル）	0.011mg／1
Ｏ－エチル＝Ｏ－（6－ニトロ－m－トリル）＝セコンダリーブチルホスホロアミドチオアート（別名ブタミホス）	0.02mg／1
3－（2，2－ジフルオロエトキシ）－Ｎ－（5，8－ジメトキシ［1，2，4］トリアゾロ［1，5－c］ピリミジン－2－イル）－α，α，α－トリフルオロトルエン－2－スルホンアミド（別名ペノキススラム）	0.13mg／1

○東北地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月四日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
陸前高田市気仙町字的場一二番一九から同市気仙町字木場九五番一まで	前	Ａ　二二・五〇～五四・五〇	〇・三九七キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　二二・五〇～五四・五〇 Ｂ　九・三〇～一九・五〇	〇・三九七キロメートル 〇・四〇七	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○関東地方整備局告示第三百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月四日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
牛久市遠山町字馬内一〇三番六から土浦市中字竹ノ下二六六番一まで	前	ＢＡ　一一・一六～一七五・〇〇	八六・〇〇メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　一一・一六～一七五・〇〇 Ｂ　五一・〇〇～一七五・〇〇	一二・七五二キロメートル 三・九三四	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第三百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月四日

関東地方整備局長　下保　修

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
町田市鶴間一丁目二一番四〇から同市鶴間一丁目二一番三七まで	前	四二・七八～四五・六九	メートル	
	後	四五・四一～四九・九一	〇〇・〇三二キロメートル 〇・〇三〇	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月四日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間一丁目二一番一二地先から同市鶴間一丁目一〇一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月四日

○関東地方整備局告示第三百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月四日

関東地方整備局長　下保　修